

No.16

平成24年3月1日号

# 宗像地区事務組合だより

問い合わせ先：宗像地区事務組合総務課

住所：〒811-3507 福岡県宗像市多禮298番地 TEL：62-0031 FAX：62-1970  
メールアドレス：info@munakatajimu.or.jp ホームページアドレス：http://www.munakatajimu.or.jp/

## ◆水道料金の改定について ～平成24年5月請求分(4月使用分)から適用～

宗像地区事務組合水道事業として、宗像市域と福津市域の料金体系を統一するとともに、関係市の水道事業統合による効率化を反映した水道料金の改定を行います。

詳細な料金表は3月検針時に各戸配布する予定です。

### ●水道使用料（1カ月につき）

種別	用途別	基本料金		超過料金（1m <sup>3</sup> あたり）	
		水量	料金	水量	料金
専用給水装置 及び 共用給水装置	一般用	8m <sup>3</sup> まで	1,200円	8m <sup>3</sup> を超える部分 30m <sup>3</sup> までの部分	220円
				30m <sup>3</sup> を超える部分	290円
	臨時用	20m <sup>3</sup> まで	7,000円	20m <sup>3</sup> を超える部分	290円

\* 水道使用料には、消費税及び地方消費税を含む

### ●水道メータ使用料（1カ月につき）

口径	13mm	20mm	25mm	40mm	50mm	75mm
使用料	60円	100円	120円	230円	1,050円	1,410円
口径	100mm	150mm	200mm	250mm	300mm	
使用料	1,780円	3,460円	5,270円	8,730円	12,610円	

\* 水道メータ使用料には、消費税及び地方消費税を含む

### ■問い合わせ先

宗像地区事務組合営業課料金係 ☎ (62) 0026



## ◆宅地内で使用中の 「鉛管」「ポリエチレン一層管」について

近年、宅地内で敷設されている給水管(注)としては、ポリエチレン二層管が主流ですが、昭和54年度以前施工分では鉛管が、また、昭和54年度から平成6年度までの施工分ではポリエチレン一層管が使用されている場合があります。これらの給水管を使用の方は、次のことについて留意してください。(注)宅地内の給水設備はお客様の財産です

### 鉛管

厚生労働省は水質基準で鉛の濃度を「1リットル当たり0.01ミリグラム以下」と定めています。鉛管はメータ(量水器)前後に1～2メートル程度使用している場合がほとんどで、毎日の通常使用には問題ありません。ただし、留守の後などは水が長時間滞留したことによりごく微量の鉛が水に溶け出している可能性もあるため、バケツ1杯(約6リットル)程度の最初の水は飲用以外に使用してください。なお、家屋の建て替えや改築等の計画時には、ポリエチレン二層管への取り替えをお勧めしています。

\* 公道部分の鉛管は、水道本管の取り替え時や漏水修理時にポリエチレン二層管へ取り替えています

### ポリエチレン一層管

ポリエチレン一層管は、構造上、内面はく離による流量低下などの問題が起こることがあります。この場合、メータ(量水器)フィルターに付着したはく離物の除去作業などが必要ですので、宗像地区事務組合施設課設備浄水係にお問い合わせください。

\* 公道部分のポリエチレン一層管は、水道本管の取り替え時や漏水修理時にポリエチレン二層管へ取り替えています

### ■問い合わせ先

宗像地区事務組合施設課設備浄水係 ☎ (62) 0975

## ◆貯水槽水道設置者の皆さまへ



マンションやビル、病院などの高層建築物に設置されている「小規模貯水槽水道」(受水槽の規模10m<sup>3</sup>以下)、「簡易専用水道」(同10m<sup>3</sup>超)の設置者は、年1回の清掃実施や法定検査の受検などが義務付けられています。水道法に基づく適正な管理をお願いします。

### ●設置者の管理義務

	頻度	内容
水槽の清掃	年1回	・管理者自ら、もしくは専門の清掃業者に委託して実施
施設の点検	必要に応じ 随時	・水槽に亀裂はないか、水槽が汚水等で汚染されていないか、水槽内に異物が混入していないかなどを点検し、欠陥をすみやかに改善
水質の管理	毎日1回	・給水栓(蛇口)における水の色・濁り・臭い・味などを日々確認し、異常があれば、すみやかに水質検査を実施。供給する水が、人の健康を害するおそれがあると知ったときは、直ちに給水を停止し、その旨を利用者に知らせるとともに、宗像地区事務組合施設課に連絡し、指示を受ける
法定検査	年1回	・記録書類を整備し、法定検査を受検

### ●検査機関(厚生労働大臣指定北部九州区域検査機関)

#### 施設検査

(財) 日本環境衛生センター西日本支局 ☎ 092(593)8230  
(財) 北九州生活科学センター ☎ 093(881)8282

#### 水質検査

(財) 日本環境衛生センター西日本支局 ☎ 092(593)8230  
(財) 北九州生活科学センター ☎ 093(881)8282  
(財) 九州環境管理協会 ☎ 092(662)0410

\* 清掃・検査等実施の際は、宗像地区事務組合施設課設備浄水係にご連絡をお願いします

### ●問い合わせ先

宗像地区事務組合施設課設備浄水係 ☎ (62) 0975

## ◆自動販売機(清涼飲料水等)の 多礼浄水場管理本館内設置を(公募)

多礼浄水場管理本館に清涼飲料水等の自動販売機を設置する事業者を公募します。

### ●設置期間 4月1日(日)～平成25年3月31日(日)

\* 行政財産使用許可により設置。平成25年4月1日以降は、新たな許可に基づき、同一条件で1年間の更新が可能(最大3回まで)

### ●設置台数 1台

### ●決定方法 入札結果により決定

### ●申込方法 3月21日(水)に実施予定の入札に参加

\* 募集要項等は、宗像地区事務組合ホームページから入手可



### ●問い合わせ先

宗像地区事務組合総務課経営係 ☎ (62) 0031

HP http://www.munakatajimu.or.jp/